

(5 神契乙第〇〇号)

村 長	副村長	課 長	係 長	担 当

内
容
調
査
済

物 品 供 給 契 約 書

1. 件 名	個人用多用途透析装置購入
1. 契 約 金 額	¥0,000,000-
1. 納 入 場 所	東京都神津島村1009番地1
1. 契 約 保 証 金	免 除
1. 契 約 年 月 日	令和5年11月27日
1. 納 入 期 限	令和6年3月27日

東 京 都 神 津 島 村

代 表 者 東京都神津島村長 前 田 弘

供給契約者 住 所
氏 名

印 鑑 照 合

東京都神津島村は上記物品を購入するについて東京都神津島村長を甲として供給者を乙として裏面の条項によって契約を締結する。

- 第1条 乙は表記の期限または期間に物品を納入することができない事由の発生したときはその都度遅滞なくその事由及び影響日数等を詳記して届け出なければならない。
- 第2条 乙は天災事変その他やむを得ない事由により期限または期間に物品を納入することができないときはその事由を詳記してまたは期間延長の報告をなすことができる。この場合において甲はその報告を相当と認めたとときはこれを承認することができる。
- 2 前項の報告は期間内になされなければならない。但し特別の事由のある場合においてはこの限りでない。
- 第3条 納入物品は見本仕様書または図面等によるものとし、見本その他による品質を指示しないときは中等以上のものでなければならない。
- 第4条 乙は物品の持込みと共に本村の定める納品書正副二通を提出しなければならない。一旦持込みした物は甲の許可なしでこれを取り返すことができないものとする。
- 第5条 納入物品は甲の定める検査に合格したものでなければならない。検査に要する費用及び検査のため変質変形または消耗毀損したものはすべて乙の負担とする。但し特殊の検査に要するものはこの限りでない。
- 2 前項の検査は支障のない限り持込の日から7日以内に完了するものとする。
- 3 乙は甲の指定する日時及び場所において検査に立会うものとする。乙はもし立会をしないうときは検査の結果につき異議を申立てることができないものとする。
- 第6条 検査の結果不合格と決定した物品は乙は遅滞なくこれを引取り速やかに代品を納入しなければならない。
- 2 前項の場合特に1回に限り甲は相当日数を指定して、引換えまたは手直しの期間を認めることがある。この引換えまたは手直しの終了したときは更に届出て検査をうけなければならない。検査に着手する期間は第5条第2項の規定による。
- 3 第1項の不合格品と雖も、その不良の程度が軽微で甲が使用上支障がないと認めるときは契約金を相当減価の上これを採用することができる。
- 第7条 乙は納入物品の引渡後1年間はその隠れた瑕疵について補修の責任を負うものとする。
- 第8条 乙が瑕疵の補修に応じないときその他この契約から生じる義務を履行しないときは甲は乙の負担でこれを執行することができるものとする。但しこれのために乙に損害を生ぜしめることがあっても甲は賠償の責任を持たないものとする。
- 第9条 物品の所有権は検査に合格したとき乙から甲に移転するものとし、移転前に生じた損害はすべて乙の負担とする。但し甲の故意または過失によって生ぜしめたときまたは天災事変その他避けることのできない非常災害による場合はこの限りでない。
- 2 物品の容器及び包装等は特別の契約のない場合は甲の所有とする。
- 第10条 契約金額または保証金は検査の完了後乙の請求により30日以内に支払いまたは還付するものとする。但し特別の事由ある場合においてはこの限りでない。
- 2 契約金額の支払が期限内に終了しないときは甲は所定の遅延利息を支払うものとする。
- 3 前項の規定は検査に合格した物品の供給部分に対する代金の請求があった場合につきこれを準用する。
- 第11条 乙は期限内に物品の納入を終了しないときは延滞日数一日につき延滞数量に対する代金の千分の二に相当する金額を違約金として甲に納付するものとする。
- 2 第6条第2項による引換えまたは手直しが指定した期限後に亘るときは前項によって違約金を納付するものとする。
- 3 前2項の違約金徴収日数の計算については検査に要した日数はこれを算入しない。
- 第12条 甲は必要があるときは乙と協議の上この契約の内容を変更しまたは納入の中止をなすことができる。
- 2 前項の場合において契約金額を増減する必要があるときは内訳書の単価により算定し、これによることが甲において不相当と認めるときまたは期限を伸縮する必要があるときは甲の相当と認めるところによるものとする。
- 第13条 保証金は契約金額の変更によってこれを増減しまたは契約履行の程度によってその半額以内や還付することがある。
- 第14条 甲は必要があると認めるときは乙と協議の上この契約の全部または一部の解除をすることができるものとする。
- 2 乙は第12条の中止期間が引続き三月以上に及ぶときは甲と協議の全部又は一部の解除をすることができるものとする。
- 3 前2項の場合において甲は乙の請求により既納品の代金を支払い且つ保証金を還付するものとする。
- 第15条 乙が次の各号の1に該当する場合において甲は契約を解除することができるものとする。
- (1) 期間内に契約を履行しないときまたは履行の見込みがないと認めるとき
 - (2) 契約履行の着手を遷延したとき
 - (3) 契約解除の申立があったとき
 - (4) 前各号の外乙またはその代理人がこの契約事項に違反したとき
- 2 前項の規定によって契約を解除したときは保証金は甲の所有とする。保証金の納付がなくまたはその金額が契約金額の百分の十に充たないときは乙は相当額または不足額を納付しなければならない。但し正当の理由によって契約の解除を申出た場合においては甲はこの規定を適用しないことがある。
- 3 契約を解除した場合には甲は履行部分に対して相当と認める金額を支払い引渡しを受けることもある。その他のものは乙は遅延なく引取るものとする。
- 4 前2項の規定は乙またはその代理人の責に帰すべき理由によって履行不能となった場合についてこれを準用する。
- 5 この条の契約解除は第11条による延滞違約金の徴収を妨げないものとする。
- 第16条 契約締結後において動乱または天災事変等不測の事件に基づく経済情勢の激変によって契約金額が著しく不相当であると認められるに至ったときはその実情に応じ、甲は乙と協議の上契約金額を変更することができる。
- 第17条 甲は乙から取得することができる金銭のあるときは乙に対して支払うべき代金または保証金と相殺しなお不足があるときはこれを追徴するものとする。
- 第18条 乙はこの契約から生じる権利義務を第三者に譲渡しまたは担保に供することができないものとする。但し、甲の承認を得た場合はこの限りでない。
- 第19条 乙はこの契約についての仕様書、図面または契約事項に明示されていない事項でも物品の供給上当然必要なるものは甲の指示に従い乙の負担で施行するものとする。
- 第20条 乙はこの契約条項の外東京都神津島村契約事務規則を遵守するものとする。

上記契約の証として本証書二通を作製して甲乙各一通を保管する